

賃料増額確認等請求事件に係る和解について

神戸地方裁判所平成30年（ワ）第356号賃料増額確認等請求事件について、別記のとおり和解を成立させる。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月2日提出

伊丹市長 藤原保幸

記

1 当事者

原告 伊丹市千僧1丁目1番地

伊丹市（代表者 市長 藤原 保幸）

被告

2 和解案

- (1) 原告と被告らとは、(7)エ記載の土地（以下「本件土地」という。）の賃料額（賃料相当損害金を含む。）については、平成30年3月1日から月額115,000円であることを確認する。
- (2) 被告らは原告に対して連帯して、平成30年3月1日から令和2年9月30日までの前号の金員（月額115,000円）と被告ら供託額（1月当たり29,474円）との差額（1月当たり85,526円）金2,651,306円の支払い義務があることを認め、本和解成立後2か月以内に原告が指定する預金口座に振り込みの上支払う。振込手数料は被告らの負担とする。
- (3) 原告と被告らとは、昭和39年10月15日の土地賃貸借契約（以下、「原契約」という。）の対象土地の範囲を、本和解日以後は原告による昭和49年6月24日付一部解除前の時点の土地の範囲（本件土地）とすること、それ以外の賃貸借の条件は原契約のとおりとすることを相互に確認する。
- (4) 原告と被告らとは、令和2年10月1日以後の本件土地の賃料月額115,000円については、被告らが連帯して原告に対して以下の期日ごとに3か月分（345,000円）をまと

めて支払うことを確認する。

4月から6月末日までの賃料分 6月末日

7月から9月末日までの賃料分 9月末日

10月から12月末日までの賃料分 12月末日

1月から3月末日までの賃料分 3月末日

(5) 原告は、本件につき被告らに対するその余の請求を放棄する。

(6) 原告と被告らとの間には、本和解日以後に本件市有地の賃貸借関係に伴って生じる債権債務及び本和解条項の定めを除いて、何ら債権債務のないことを相互に確認する。

(7) 物件目録

ア 所在 伊丹市南町2丁目

地番 81番1

地目 宅地

地積 398.09 m²

イ 所在 伊丹市南町2丁目

地番 84番2

地目 宅地

地積 43.98 m²

ウ 所在 伊丹市南町2丁目

地番 85番2

地目 宅地

地積 32.64 m²

エ アからウまでの土地 契約時の面積 483.01 m²

(参 考)

事件の概要

昭和39年10月、当時公衆浴場のあった本件土地について、本市と被告らの被相続人（以下「契約相手方」という。）との間で、公衆浴場及び共同住宅の設置を目的とした土地賃貸借契約を締結した。

昭和48年12月、公衆浴場が廃止されたため、当該公衆浴場経営に係る部分について契約相手方に契約解除通知を送付したところ、契約相手方は契約解除を拒否し、本件土地の賃料相当額及び賃料相当損害金の一部を支払い、又は供託し、使用を継続していた。

平成26年3月議会で、土地の明渡し及び賃料の増額等に関する調停の申立てについて議決を受け調停を行ってきたところ、平成28年3月に契約相手方が死亡した。その後、その相続人である被告らを相手方として調停を続けてきたが、平成29年10月に調停が不成立となった。

平成29年12月、訴訟を前提とした調停の申立て等について議決を受け調停を続けたが、調停不成立となったため、平成30年12月に賃料増額確認等を求める訴えを提起した。